会社法第794条第1項に定める事前備置書類

（吸収合併に関する事前備置書類）

2020年4月28日

イオン九州株式会社

2020 年 4 月 28 日

吸収合併に係る事前開示事項

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面）

イオン九州株式会社
福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
代表取締役社長　柴田　祐司

イオン九州株式会社（以下「イオン九州」といいます。）は、2020 年 9 月 1 日を効力発生日、イオン九州を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社（以下「ＡＳ九州」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決定いたしました。

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

2020 年 4 月 10 日付でイオン九州とＡＳ九州が締結した本合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

２．会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 1 号)

（1） 本合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項

① 本合併に係る割当ての内容

会社名	イオン九州 （吸収合併存続会社）	ＡＳ九州 （吸収合併消滅会社）
本合併に係る割当ての内容	1	2,262

（注 1）本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」いいます。）

イオン九州は、ＡＳ九州株式 1 株に対して、イオン九州株式2,262株を割当て交付いたします。なお、上記の合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（注２）本合併により交付するイオン九州株式数

イオン九州は、本合併によりイオン九州株式2,262株を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。上記のイオン九州株式数は、ＡＳ九州の発行済株式総数（2,000株）を基準として算出しております。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

（ア） 割当ての内容の根拠及び理由

下記（ウ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、イオン九州はＳＭＢＣ日興証券を第三者算定機関として、2018年10月10日付の本基本合意書締結以降、本格的な検討を開始いたしました。

イオン九州は、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつイオン九州及びＡＳ九州は相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。また、協議継続のお知らせの通り、本経営統合を円滑に実行し企業価値の最大化を図るために統合スキームの精査と具体的な統合効果について慎重に協議を進めてまいりました。

イオン九州においては、下記（エ）「利益相反を回避するための措置」のｉ）「イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、ＡＳ九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びにＡＳ九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統合の目的の正当性、イオン九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関するイオン九州の決定がイオン九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを取得したことに加え、イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、ＤＣＦ法による算定結果のレンジを踏まえ、ＡＳ九州と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

本合併における合併比率については、イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの範囲内であることから合理的な水準にあり、本経営統合によりＡＳ九州の保有不動産の流動化による財務体質の強化に加え、食品事業と非食品事業の集約による各事業での仕入力の強化や業務効率化に伴う利益率の向上等、中長期的にイオン九州を含む統合会社全体の企業価値向上によりイオン九州の少数株主においてもその利益を享受できることから、イオン九州の少数株主の利益

を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、イオン九州及びＡＳ九州は、相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、イオン九州は第三者算定機関による算定結果を参考に、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2020 年 4 月 10 日に開催されたイオン九州及びＡＳ九州の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

（イ） 算定に関する事項

ｉ）算定機関の名称及び各社との関係

イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券は、イオン九州、ＡＳ九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ⅱ）算定の概要

イオン九州は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、ＳＭＢＣ日興証券を第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

ＳＭＢＣ日興証券の各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定しました。非上場会社であるＡＳ九州については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

イオン九州株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
イオン九州	ＡＳ九州	
ＤＣＦ法	ＤＣＦ法	1,309.97～4,539.57

なお、ＤＣＦ法では、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、ＡＳ九州については、ＡＳ九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したＡＳ九州の財務予測に基づき、ＡＳ九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を

評価しております。具体的には、イオン九州については、割引率を 5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。ＡＳ九州については、割引率を 5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。その結果を基に本合併の合併比率のレンジを 1,309.97～4,539.57 として算定しております。

ＤＣＦ法の算定の前提としたＡＳ九州の財務予測の具体的な数値は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2020 年 2 月期（3 ヶ月）	2021 年 2 月期	2022 年 2 月期	2023 年 2 月期	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期	2026 年 2 月期
営業収益	12,323	47,491	47,043	46,715	46,222	46,080	45,901
営業利益	82	△500	△300	0	563	747	892
EBITDA	386	320	549	810	1,545	1,723	1,868
フリー・キャッシュ・フロー	△649	476	△1,471	△2,245	1,173	1,073	1,353

（注）2020 年 2 月期は、2019 年 12 月から 2020 年 2 月の 3 ヶ月間の財務予測となります。

ＳＭＢＣ日興証券は、合併比率の算定に際して、イオン九州及びＡＳ九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イオン九州及びＡＳ九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ＳＭＢＣ日興証券の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、イオン九州及びＡＳ九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、イオン九州及びＡＳ九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されておりません。

ＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、ＳＭＢＣ日興証券がＤＣＦ法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2020 年２月期においては、店舗オペレーションコストをはじめとする販売費及び一般管理費の減少に努めることで、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。2021 年２月期においては、新規出店による営業収益の増加で営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

また、ＡＳ九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2021 年２月期には営業総利益を改善させることで営業損失の減少を見込んでおります。また 2022 年２月期以降においては、販売費及び一般管理費を抑制することで 2022 年２月期は営業損失の減少、2023 年２月期は営業赤字の解消、2024 年２月期から 2025 年２月期にかけては、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

（ウ） 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンがイオン九州及びＡＳ九州それぞれの親会社であることから、本合併はイオン九州、ＡＳ九州それぞれにとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

イオン九州は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、ＳＭＢＣ日興証券を第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記（イ）「算定に関する事項」のⅱ）「算定の概要」をご参照ください。なお、イオン九州は、ＳＭＢＣ日興証券から本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、ＡＳ九州においても本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、株式会社ＡＧＳコンサルティングを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、ＳＭＢＣ日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。

（エ） 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンがイオン九州及びＡＳ九州それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置とし

て、以下の措置を実施しております。

ｉ）イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

イオン九州の取締役会は、本合併がイオン九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、ＡＳ九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びにＡＳ九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏に対し、本合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併を含む本経営統合の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併を含む本経営統合がイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

久留百合子氏及び阪口彰洋氏の２名は、2018 年２月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、ＳＭＢＣ日興証券が作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、本合併を含む本経営統合は、イオン九州の企業価値向上に資するものであり、本合併を含む本経営統合の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併を含む本経営統合に係る手続は公正なものであると認められることなどから、本合併を含む本経営統合はイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を 2020 年 4 月 10 日付でイオン九州の取締役会に提出しております。

なお、久留百合子氏及び阪口彰洋氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

ⅱ）イオン九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

イオン九州の取締役のうち、イオン子会社の代表取締役を兼任している平松弘基氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、2020 年 4 月 10 日開催のイオン九州の取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、イオン九州の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。イオン九州の取締役のうち、イオンの相談役を兼任している森美樹氏、イオンの執行役を兼任している岡崎双一氏、並びにイオン子会社の取締役を兼任している伊藤文博氏及び川口高弘氏は、イオン又はイオン子会社の立場で本合併の協議及び交渉に関与しておらず、特別利害関係を有するものとも考えられないことから、取締役会の定足数を確実に満たすため、2020 年 4 月 10 日開催のイオン九州の取締役会における本合併に関する議案の審議及び決議に参加しております。

ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、イオン九州の取締役８名のうち、上記５名を除く３名の取締役により、本合併に

関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決したうえで、その後に森美樹氏、岡崎双一氏、伊藤文博氏及び川口高弘氏を含む7名の取締役によりあらためて本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決しております。

また、イオン九州の監査役4名のうち原伸明氏、笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。イオンの従業員を兼務している原伸明氏、並びにイオン子会社の監査役を兼務している笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記イオン九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

（2） 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加するイオン九州の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、イオン九州が定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

3．吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

（2） 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

該当事項はありません。

5．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

イオン九州の2020年2月29日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ98,911百万円及び84,763百万円です。

また、ＡＳ九州の2020年2月29日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ22,209百万円及び14,014百万円です。

それぞれの会社について、上記時点から現在に至るまで、その資産の額及び負債の額に大き

な変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも想定されていません。したがって、本合併の効力発生日以後のイオン九州の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後のイオン九州の収益及びキャッシュフローの状況について、イオン九州の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測しておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、イオン九州の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙１

吸収合併契約の内容（会社法 794 条第１項）

吸収合併契約書

イオン九州株式会社（以下「甲」という。）及びイオンストア九州株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

（商号）イオン九州株式会社

（住所）福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番１１号

(2) 吸収合併消滅会社

（商号）イオンストア九州株式会社

（住所）福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番１１号

第２条（本吸収合併に際して交付する対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に2,262を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,262株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

第３条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条又は第 36 条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第４条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020 年 9 月 1 日とする。ただし、本吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第５条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第6条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第8条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合（2020年4月10日付けで甲及びマックスバリュ九州株式会社（以下「丙」という。）の間で締結される吸収合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「第2吸収合併」という。）が中止された場合又は解除された場合その他第2吸収合併が効力発生日において効力を生じないことが確実な場合を含む。）には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（解除条件）

1. 本契約は、効力発生日の前日までに、第5条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。
2. 本契約は、効力発生日に、第2吸収合併が効力を生じなかったときは、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年4月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番１１号
イオン九州株式会社
代表取締役社長　柴田　祐司

乙：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番１１号
イオンストア九州株式会社
代表取締役社長　平松　弘基

別紙２

吸収合併消滅会社についての最終事業年度に係る
計算書類等の内容

■イオンストア九州株式会社の 2020 年２月期に係る計算書類等

事　業　報　告

（2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月 29日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

業績全般の状況

当期（2019 年３月１日～2020 年２月 29 日）における九州経済は、賃金・雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が継続しているものの、記録的な大雨などの自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大など新たなリスクが発生し、先行きは依然として不透明感があり、また、小売業界においても、慢性的な人手不足、業種・業態を越えた新たな競争、消費税増税に伴う消費動向の変化や価格競争の激化が見込まれ、当社を取り巻く環境は、より一層不確実性を増しております。

そのような状況の中、当社は「九州で№１の信頼される企業」を目指し、中期３か年計画（2018 年２月期～2020 年２月期）に沿って既存店の収益力改善に取り組み、当期においては、消費税増税に伴うお客さまの需要、購買行動の変化への対応に重点的に取り組みました。前回増税時の反省から、消費税増税後、一時的な反動減が発生することを予め想定し、増税前は、ランドセルの早期承りや秋冬商材の早期展開、化粧品や家電などの高単価商材の販売体制を強化、増税後は、イオンカード・ＷＡＯＮカード会員さまへのポイント還元企画や「ブラックフライデー」「イオンのおトク満祭」など販促施策の拡大、「イオン九州 本気の値下げ」等の販売施策の強化に取り組みました。その結果、下半期の既存店売上高は前年同期比 100.4％と伸長しました。

商品面の取り組みとして、衣料品では、従来の売場構成を見直し、カジュアル衣料と肌着をミックスした新たな売場「インナー＆カジュアル」の構築に取り組みました。昨年５月に導入した南宮崎店の売上高は、計画を上回る推移となっておりますので、今後も地域のお客さまのライフスタイルにフィットした衣料品売場の構築に向け、スピードを上げて導入を進めてまいります。食料品では、重点目標である「客数の拡大」に向け、３月、６月、10 月、12 月に「イオン九州本気の値下げ」を実施、また、昨年１月に稼働を始めたプロセスセンターで独自に開発した和惣菜やレンジアップ商品の品揃えの拡大に取り組み、その結果、既存店の売上高は前期比 100.7％と伸長しました。住居余暇商品では、お客さまの関心が高い「美」と「健康」に関する売場の拡大、ナチュラル・オーガニック商品の品揃えの拡充に取り組んだことにより、ヘルス＆ビューティケア関連商品の既存店売上高は前期比 105.2％となりました。

経費面では、デジタル販促の活用や働き方の見直し等、店舗運営の効率化に継続して取り組んだことにより、当期における既存店の販売費及び一般管理費は前期比 98.6％となりました。

なお、当期末における店舗数は、期中に２店舗を閉鎖したことにより 16 店舗となりました。

以上の結果、当期における経営成績は、売上高にその他営業収入を加えた営業収益は 482 億 91 百万円（前期比 85.6％）、営業損失は 12 億 26 百万円（前期に比べ１億 62 百万円の改善）、経常損失は 12 億 20 百万円（同２億 92 百万円の改善）、当期純損失は 24 億 62 百万円（前期は 56 億 33 百万円の利益）となりました。

なお、当期純損益が前期に比べ悪化した主な要因としては、前期に固定資産の譲渡に伴う譲渡益 78 億 22 百万円を特別利益として計上したことによるものです。

（2）設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、主として店舗の取得や既存店活性化のために実施し、投資総額は、25 億 37 百万円（差入保証金を含む。）となり、短期借入金にて資金調達しました。

（3）財産及び損益の状況の推移

区　　分		第２期 2017 年２月期	第３期 2018 年２月期	第４期 2019 年２月期	第５期 2020 年２月期
営　業　収　益	(百万円)	61,564	56,980	56,405	48,291
営　業　損　失（△）	(百万円)	△2,685	△1,489	△1,389	△1,226
経　常　損　失（△）	(百万円)	△2,860	△1,728	△1,512	△1,220
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△3,154	△1,151	5,633	△2,462
１株当たり当期純利益 又は１株当り当期純損失(△)	(円)	△1,577,292	△575,923	2,816,946	△1,231,090
総　資　産	(百万円)	30,622	27,920	22,255	22,209
純　資　産	(百万円)	7,674	6,523	12,157	8,194
１株当たり純資産額	(円)	3,837,490	3,261,566	6,078,512	4,097,422

（注）当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

（4）対処すべき課題

当社は、2020年4月10日付け「イオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社の合併契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、イオン九州株式会社（イオン九州）及びマックスバリュ九州株式会社（ＭＶ九州）との経営統合を通じて、３社が持つ強み及び経営資源を集中し、事業基盤をより強固なものへと変革させ、「全員経営」をスローガンとしてこれまで以上に九州に貢献できる「九州で№1の信頼される企業」を目指してまいります。

① 食品分野～「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」へ～

当社、イオン九州、ＭＶ九州それぞれが持つ経営資源・ノウハウの共有化を推進するとともに、商品調達力の強化や物流機能の効率化によるシナジーの極大化に努めてまいります。

ＭＶ九州の知見を取り入れた店舗オペレーションの効率化による生産性の改善や、仕入力の強化により激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を図ります。

② 非食品分野（衣料品・住居余暇商品） ～「物販」「サービス」をはじめとする専門店の集合体へ～

投資領域をより専門性の高い商品群へ集中させ、品揃えの幅と深みを追及するとともに、物販以外のサービス分野にビジネスチャンスを広げ、収益力を高めてまいります。

物販及びサービスの提供を行うための接客力・販売力の強化にも努め、衣料品・住居余暇商品における専門性の強化を目指してまいります。

（5）環境保全・社会貢献活動等の取り組み

2020年7月より「容器包装リサイクル法」の省令改正に伴い、レジ袋の有料化が義務付けられます。これに先立ち、当社ではCO_2削減と環境保全活動の促進を目的として、2019年9月より食料品売場でのレジ袋の無料配布を中止し、2020年4月からは衣料品・住居余暇商品を含む全店の直営売場にて、レジ袋の有料化を実施しております。この取り組みは、お客さまよりご支持をいただき、2019年度のレジ袋の辞退率は、76.9%となりました。なお、レジ袋をご希望されるお客さまには、環境負荷の小さいバイオマス素材のレジ袋を有料にてご提供し、有料レジ袋の収益金は、地域の環境保全に取り組む団体に全額寄付させていただきます。

（6）主要な事業内容

主要取扱商品	
総合小売事業	衣料品、靴、鞄、服飾雑貨、食料品、情報通信機器、化粧品、医薬品、日用雑貨、寝具 バス用品等のホームファッション、消耗品等

（注）併せて上記の店舗においてテナントの管理・運営を行っております。

（7）主要な営業所

本店及び営業店舗は次のとおりであります。

① 本店　　福岡市博多区

② 営業店舗　　16 店舗

区分 所在地	店舗名 総合小売事業
福　岡　県 （5店舗）	イオンスタイル笹丘、イオンなかま店 イオン二日市店、イオンマリナタウン店、イオン野芥店
長　崎　県 （4店舗）	イオン壱岐店、イオン島原店、イオン長崎店 イオンチトセピア店
熊　本　県 （1店舗）	イオン熊本中央店
大　分　県 （1店舗）	イオン日田店
宮　崎　県 （2店舗）	イオン南宮崎店、イオン都城駅前店
鹿 児 島 県 （3店舗）	イオン鹿児島鴨池店、イオン鹿児島中央店 イオンプラザ大島店
合計	16 店舗

（8）従業員の状況

従業員数	
当期末	前期末比増減
462 名（1,484 名）	81 名(220 名)減

（注１）従業員数についてはグループ会社からの出向者 342 名を含み、グループ会社等への出向者 68 名を含んでおりません。

（注２）コミュニティ社員（パートタイマー）は（　）内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、１日の勤務時間は８時間換算で計算しております。

（注３）前期末に比べ従業員数が 81 名、コミュニティ社員が 220 名減少しております。これは主に店舗の閉店に伴うものです。

（9）重要な親会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は、当社の議決権比率100.0%を所有しております。当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社は、純粋持株会社であり、同社との取引においては、一般取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定することに留意しております。また、事業運営については、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

③ 子会社の状況

該当事項はございません。

(10) 主要な借入先の状況

借　入　先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	1,425 百万円
株式会社肥後銀行	1,050 百万円
株式会社宮崎銀行	200 百万円

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は株主に対する利益還元と同時に、財務体質及び競争力の強化を経営の重点課題として位置付けておりますが、内部留保の充実を優先させるため、配当等の利益還元を実施しておりません。激しい環境変化の中で競争力を強化しつつ財務状況を維持し、経営の安定性を確保することや、将来の事業規模拡大に向けた投資資金を捻出するために、内部留保の充実を図りつつ、財務バランスを考慮しながら、利益配当等の株主への利益還元を検討してまいります。

(12) その他会社の現況に関する重要事項

当社及びイオン九州株式会社は、2020 年 4 月 10 日開催のそれぞれの取締役会において、2020 年 9 月 1 日を効力発生日として当社を吸収合併消滅会社、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。またイオン九州株式会社及びマックスバリュ九州株式会社は、2020 年 4 月 10 日開催のそれぞれの取締役会において、2020 年 9 月 1 日を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

２．会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平　松　弘　基	イオン九州㈱取締役執行役員管理本部長（兼） 企業倫理担当(兼)健康経営推進責任者
取　　締　　役	伊　藤　文　博	イオン九州㈱取締役常務執行役員営業本部長
取　　締　　役	川　口　高　弘	イオン九州㈱取締役常務執行役員食品商品本部長
取　　締　　役	合　田　健　一	イオン㈱　ＧＭＳ事業担当
監　　査　　役	伊 藤 三 知 夫	イオン九州㈱常勤監査役 マックスバリュ西日本㈱監査役

（注１）2019 年 5 月 14 日開催の第 4 期定時株主総会において、取締役榊隆之氏及び宮崎浩氏が任期満了で退任し、伊藤文博氏及び川口高弘氏が取締役に就任いたしました。また、監査役原伸明氏が任期満了で退任し、伊藤三知夫氏が監査役に就任いたしました。

（注２）2019 年 9 月 20 日開催の臨時株主総会において、合田健一氏が取締役に就任いたしました。

３．会計監査人に関する事項

（１）当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	当事業年度		
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査証明業務に基づく報酬（百万円）	報酬等の総額（百万円）
当社	8	―	8

（３）会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

当社監査役は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役が、会社法第 340 条第 1 項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任を決定します。

この場合、監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

４．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【決議の内容の概要】

当社は、内部統制システムの基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項等に基づき、 以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。

当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする。

【取締役会における決議事項】

（１）当該株式会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定する。

② コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置する。さらに、この内部統制システム委員会の組織の下に、「環境」関係の法令等に関してＩＳＯ推進委員会、その他法令・自然災害等に関してコンプライアンス部会・リスクマネジメント部会・人事１１０番・業務プロセス部会をそれぞれ設置する。

③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

④ 反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。

（２）当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む)、保存を行う。

② 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。

③ 個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程及び個人情報保護規定を定めて対応する。

（３）当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底する。

② 当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事１１０番）を運用している。また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

（４）当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規定に従い、取締役会において決定する。

② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進める。

（５）次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当該株式会社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第５９８条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

③ 当該株式会社の子会社の取締役等の識務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。

(ロ) 当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。

(ハ) 親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

【監査の実効性確保体制】

（１）当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役の業務を補佐する従業員は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。

② 監査役がその業務を補助すべき従業員を必要とするときは、業務内容、期間などを決めて、適切な従業員を確保するように取締役又は取締役会に対して要請するものとする。

③ 監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

（２）前号の従業員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を補助すべき従業員を選定した場合、その従業員の独立性を確保するため、監査役は補助従業員の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

（３）当該監査役設置会社の監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

（４）次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに従業員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第５９８条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

（イ） 取締役及び従業員は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。

i. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実

ii. 当社の取締役及び従業員が法令又は定款に違反する行為で重大なもの

iii. 内部通報制度にもたらされた通報の内容

iv. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの

（ロ） 経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

（５）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

② 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

（６）当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する。

（7）当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、監査計画案及び監査予算の策定等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。

② 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、内部統制システム委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。

③ 監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

【内部統制システムの運用状況】

（1）当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と取り組み

当社は、より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定し、当社の取締役、監査役及び従業員に浸透を図っております。また、コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置し、当事業年度におきましては、内部統制システム委員会を4回開催し、審議を行いました。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制と取り組み

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等の重要書類は、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制と取り組み

当社は、災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底を図るとともに、店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、不備項目の改善を実施しております。また、当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用し、また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告を行い、前述の内部統制システム委員会においても定期的報告を実施致しております。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない体制を徹底致しております。

（4）当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制と取り組み

当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を計 12 回開催し審議致しました。また、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めることとしており、当事業年度においても、機構改革等に合わせ随時職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表の見直しを行い、適切な職務執行が行われる体制の整備に努めました。

（5）当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の業務を補佐する従業員は特に設けておりませんが、監査役自らが、監査計画及び監査予算の策定などの業務を実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

（6）当社の監査役への報告に関する体制と取り組み

当社の取締役及び従業員は、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンスの状況及び内部通報の状況などについて、取締役会、内部統制システム委員会等で監査役に対して定期的にかつ遅滞なく報告する体制をとっております。

（7）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制と取り組み

当社では、通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告しており、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通報する体制をとっております。

（8）当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する体制をとっており、これを適切に運用しております。

（9）当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と取り組み

監査役は、監査計画案及び監査予算の策定等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性を確保しております。

当事業年度において、監査役は、取締役会へ計 12 回出席及び内部統制システム委員会へ計 3 回出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制を徹底しております。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っております。

（注）1.本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

2.売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

1．貸　借　対　照　表

（2020 年 2 月 29 日現在）

（単位：百万円未満切捨）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流　動　資　産	**(5,179)**	**流　動　負　債**	**(8,069)**
現金及び預金	672	支払手形	56
売掛金	483	電子記録債務	521
商品	2,819	買掛金	3,415
貯蔵品	19	短期借入金	400
前払費用	277	１年内返済予定の長期借入金	486
未収入金	725	未払金	800
預け金	150	未払費用	632
その他	31	未払法人税等	50
貸倒引当金	△0	未払消費税等	83
		預り金	993
固　定　資　産	**(17,029)**	賞与引当金	38
(有形固定資産)	**(10,885)**	設備関係支払手形	423
建物	4,930	その他	169
構築物	147		
機械及び装置	41	**固　定　負　債**	**(5,944)**
工具、器具及び備品	483	長期借入金	1,788
土地	5,242	長期預り保証金	2,228
リース資産	34	資産除去債務	1,129
建設仮勘定	5	店舗閉鎖損失引当金	787
		その他	10
		負　債　合　計	**14,014**
(無形固定資産)	**(0)**	**(純資産の部)**	
		株　主　資　本	**(8,194)**
(投資その他の資産)	**(6,142)**	**資本金**	**10**
投資有価証券	20	**資本剰余金**	**10**
長期前払費用	135	資本準備金	10
差入保証金	5,971	**利益剰余金**	**8,174**
その他	38	その他利益剰余金	8,174
貸倒引当金	△21	繰越利益剰余金	8,174
		純　資　産　合　計	**8,194**
資　産　合　計	**22,209**	**負債及び純資産合計**	**22,209**

2．損　益　計　算　書

〔 2019 年 3 月 1 日から
2020 年 2 月 29 日まで 〕

（単位：百万円未満切捨）

科　　目	金　　額	
売上高		**46,032**
売上原価		**33,297**
売上総利益		**12,735**
その他の営業収入		**2,258**
営業総利益		**14,993**
販売費及び一般管理費		**16,220**
営業損失		**1,226**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1	
その他	32	33
営業外費用		
支払利息	21	
その他	5	27
経常損失		**1,220**
特別損失		
減損損失	265	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	925	1,191
税引前当期純損失		**2,411**
法人税、住民税及び事業税	50	50
当期純損失		**2,462**

3. 株主資本等変動計算書

〔 2019年3月 1日から
2020年2月29日まで 〕

（単位：百万円未満切捨）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	10	10	12,137	12,157	12,157
当期変動額					
剰余金の配当			△1,500	△1,500	△1,500
当期純損失			△2,462	△2,462	△2,462
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—	—
当期変動額合計	—	—	△3.962	△3,962	△3.962
当期末残高	10	10	8,174	8,194	8,194

個　別　注　記　表

（2019 年 3 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日まで）

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・・・移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商　品・・・・・・・・・・売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（2）貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物	
（営業店舗）	20 年～30 年
（建物附属設備）	3 年～18 年
構築物	3 年～30 年
機械及び装置	17 年
工具、器具及び備品	2 年～20 年

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員及び一部のコミュニティ社員（パートタイマー）に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に係る損失に備えるため、店舗の閉鎖時に見込まれる原状回復費用等の損失を計上しております。

5．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号　平成 30 年 2 月 16 日）等を当事業年度の期首から適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1．有形固定資産の減価償却累計額　　19,079 百万円

2．関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権　　150 百万円

短期金銭債務　　32 百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用　　29 百万円

2．減損損失　　265 百万円

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	件数	金額（百万円）
店舗	建物等	福岡県	1	161
店舗	建物等	長崎県	1	5
店舗	建物等	熊本県	1	99
計			3	265

(2) 減損損失の内訳

種類	金額（百万円）
建物	161
その他	104
合計	265

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	2,000 株	2,000 株

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019 年 5 月 14 日株主総会	普通株式	利益剰余金	1,500 百万円	750,000 円	2019 年 2 月 28 日	2019 年 5 月 17 日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は減価償却超過額、税務上の繰越欠損金等であります。なお、繰延税金資産は全額回収できないものと判断しており、貸借対照表には繰延税金資産を計上しておりません。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項

資金調達については、親会社からの間接金融によっております。

売掛金及び未収入金等の営業債権については、営業部門及び財経部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のない株式等のため定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金等は、主に１年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引、設備投資に係る資金調達であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020 年２月 29 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注２)参照

（単位：百万円）

	貸借対照表 計 上 額	時　価	差　額
資産			
(1)現金及び預金	672	672	-
(2)売掛金	483	483	-
(3)未収入金	725	725	-
(4)預け金	150	150	-
(5)差入保証金 （1 年内回収予定の差入保証金を含む）	5,971	6009	38
負債			
(6)支払手形	56	56	-
(7)電子記録債務	521	521	-
(8)買掛金	3,415	3,415	-
(9)短期借入金	400	400	-
(10)未払金	755	755	-
(11)未払費用	632	632	-
(12)未払法人税等	50	50	-
(13)未払消費税等	83	83	-
(14)預り金	993	993	-
(15)設備関係支払手形	423	423	-
(16)長期借入金 （1 年内返済予定の長期借入金を含む）	2,275	2,299	24
(17)長期預り保証金 （1 年内返済予定の預り保証金を含む）	2,228	2,249	21

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、 (2)売掛金、(3)未収入金、(4)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(6)支払手形、(7)電子記録債務、(8)買掛金、(9)短期借入金、(10)未払金、(11)未払費用、(12)未払法人税等、(13)未払消費税等、(14)預り金、(15)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(16)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(17)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額 20 百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、同上表には記載しておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は九州地方の主要都市を中心に賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
3,285	4,518

（注１） 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

親会社

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	イオン㈱	（被所有） 直接 100	資金の預け入れ 役員の受入 システム利用	預け金返済受入	721	預け金	150

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預け金の取引金額は、前期末残高からの増減額を記載しております。

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	西鹿児島東口開発ビル㈱	（所有）直接 20	店舗の賃借	店舗の賃借	180	差入保証金	333

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	イオントップバリュ㈱	－	当社への商品の供給	商品の仕入高	3,875	買掛金	459
	イオンリテール㈱	－	当社への商品の供給	商品の仕入高 土地建物等の購入	2,809 1,766	買掛金	302
	イオン九州㈱	－	当社の業務委託	店舗運営等に係る業務全般	1,179	未払金 未払費用 預り保証金	133 203 960
	イオンクレジットサービス㈱	－	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	16,522	預り金 未収入金	229 190
	イオンディライト㈱	－	店舗の保守、修繕	有形固定資産の購入	255	設備未払金 設備支払手形	79 108

（注１）取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 商品の仕入価格、代金決済方法、店舗運営費用等については、業界の慣習等を考慮し、交渉の上一般的な取引価格と同様に決定しております。

(2) 店舗の賃借料は、近隣の取引実勢等により算定した価格をもとに、交渉した上決定し契約を締結しております。

(3) 土地建物の購入代金については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

(4) 有形固定資産の購入は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（注２）取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	4,097,422円48銭
1株当たり当期純損失	1,231,090円43銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

（合併契約締結について）

当社、イオン九州株式会社（以下「イオン九州」といいます。）及びマックスバリュ九州株式会社（以下「ＭＶ九州」といいます。）は、2018年10月10日開催の各社取締役会決議に基づき、イオン株式会社は代表執行役の決定に基づき、当社とイオン九州、ＭＶ九州との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社、イオン九州及びＭＶ九州は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、イオン九州を吸収合併存続会社、ＭＶ九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）とイオン九州を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「ＡＳ九州合併」といいます。）を実施することを、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて決議し、合併契約を締結いたしました。

１．本経営統合の目的

当社、イオン九州及びＭＶ九州の食品事業を集約することで、事業規模の拡大による更なる商品開発力や商品調達力の強化や利益率の向上が可能となること、及びローコストオペレーションを主軸とするＭＶ九州の店内オペレーションを各社に水平展開することにより、事業基盤をより強固なものへと変革いたします。

また、当社とイオン九州は九州エリアで食品小売事業、非食品小売事業を運営することから親和性が高く、当社、イオン九州及びＭＶ九州の本社機能の統合や物流の共通化等、経営資源の最適化を図ることで、今まで以上に地域のお客さまの豊かなくらしに貢献できると考えております。

２．本経営統合の方法

（1）本合併

イオン九州及びＭＶ九州は、イオン九州を吸収合併存続会社、ＭＶ九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

（2）ＡＳ九州合併

当社及びイオン九州は、イオン九州を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

３．本経営統合後の企業の名称

イオン九州株式会社

４．本経営統合の日程

本基本合意書締結日（イオン九州、ＭＶ九州、ＡＳ九州）	2018 年 10 月 10 日
本件取引に関する取締役会決議日（イオン九州、ＭＶ九州、ＡＳ九州）	2020 年 4 月 10 日
本合併契約及びＡＳ九州合併契約締結日（イオン九州、ＭＶ九州、ＡＳ九州）	2020 年 4 月 10 日
定時株主総会における本合併及びＡＳ九州合併契約承認決議日（イオン九州）	2020 年 5 月 14 日（予定）
定時株主総会における本合併契約承認決議日（ＭＶ九州）	2020 年 5 月 14 日（予定）
定時株主総会におけるＡＳ九州合併契約承認決議日（ＡＳ九州）	2020 年 5 月 14 日（予定）
最終売買日（ＭＶ九州）	2020 年 8 月 27 日（予定）
上場廃止日（ＭＶ九州）	2020 年 8 月 28 日（予定）
本件取引の効力発生日	2020 年 9 月 1 日（予定）

５．本合併に係る事項

（1）本合併に係る割当ての内容

ＭＶ九州の普通株式１株に対して、イオン九州の普通株式 1.5 株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（2）本合併比率算定に関する事項

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社、ＭＶ九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンスを、それぞれ第三者算定機関として選定し、検討いたしました。

イオン九州及びＭＶ九州は、それぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ね決定いたしました。

（3）本合併の吸収合併消滅会社の状況（2020 年２月期）

	吸収合併消滅会社
（1）名称	マックスバリュ九州株式会社
（2）所在地	福岡県福岡市博多区大井二丁目３番１号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　佐々木　勉
（4）事業内容	スーパーマーケット事業
（5）資本金	1,626 百万円
（6）決算期	２月末
（7）売上高	182,627 百万円
（8）当期純利益	1,228 百万円
（9）純資産	15,305 百万円
（10）総資産	41,261 百万円

６.ＡＳ九州合併に係る事項

（1）ＡＳ九州合併に係る割当ての内容

当社の普通株式１株に対して、イオン九州の普通株式 2,262 株を割当て交付されます。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（2）ＡＳ九州合併比率算定に関する事項

当社及びイオン九州は、相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねるとともに、イオン九州の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券株式会社による算定結果を参考にして決定いたしました。

（3）ＡＳ九州合併の吸収合併存続会社の状況（2020 年２月期）

	吸収合併存続会社
（1）名称	イオン九州株式会社
（2）所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南２丁目９番 11 号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　柴田　祐司
（4）事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品、ホームセンター商品等の小売事業
（5）資本金	3,161 百万円
（6）決算期	２月末
（7）売上高	205,477 百万円
（8）当期純利益	296 百万円
（9）　純資産	14,147 百万円
（10）総資産	98,911 百万円

７．会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

イ オ ン ス ト ア 九 州 株 式 会 社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉 田 秀 敏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンストア九州株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、　監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（合併契約締結について）に記載されているとおり、会社及びイオン九州株式会社は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2020年4月10日付で締結した。また、イオン九州株式会社は、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を同日付で締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

私、監査役は、2019年３月1日から2020年２月29日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、業務委託先であるイオン九州株式会社の経営監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び業務委託先のイオン九州株式会社の経営監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法定及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び業務委託先であるイオン九州株式会社等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。加えて、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年４月10日

イオンストア九州株式会社

監査役　伊藤三知夫　㊞

以　上